

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

大阪市包括外部監査人

弁護士 川下 清

# 目 次

第1部 監査の概要	5
第1章 監査の主体	5
第1 監査の種類	5
第2 包括外部監査人	5
第3 包括外部監査人補助者	5
第2章 監査の客体	5
第1 特定の事件	5
第2 監査対象	5
第3章 監査の方法	7
第1 基本方針	7
第2 監査の視点	7
第3 監査の手法	8
第4 監査によって行う「指摘」と「意見」の意義	8
第2部 大阪市の教育事業及びこどもの貧困対策事業の概要	9
第1章 大阪市の教育事業の概要	9
第1 大阪市教育振興基本計画	9
1 計画の位置付け	9
2 計画の範囲、期間	9
3 策定に向けた検討	9
4 基本理念	9
5 3つの「最重要目標」	9
6 9つの基本的な方向	11
第2 計画の進め方と進捗管理	12
1 成果と課題の見える化	12
2 分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）	12
第3 監査対象とした取り組み	13
第2章 大阪市のこどもの貧困対策事業の概要	13
第1 大阪市こどもの貧困対策推進計画	13
1 計画策定の背景	13
2 計画の概要	14
第2 計画の進捗管理	15
1 重点事業と計画指標	15
2 貧困重点予算（重点施策推進経費）	19
第3 監査の対象とした事業	19
第3章 大阪市の財政状況及び関連事業費	19
第1 大阪市の財政状況の概要	19
1 大阪市の一般会計	19
2 大阪市の予算編成	20
第2 大阪市の教育事業費	23
第3 大阪市のこどもの貧困対策関連事業費関連	26
第3部 監査の結果	33
第1章 教育事業に関するもの	33
第1 教育ICTに関する事務事業について	33
1 教育ICTに関する国の政策	33
2 大阪市の教育ICT事業の概要	35
3 指摘・意見	38
【意見1】一者見積もりにおける見積金額の妥当性のチェック（3Eの視点）	38
【意見2】工数把握（3Eの視点）	39
【意見3】一者入札の場合の原因の究明（3Eの視点）	40
【意見4】再委託を承諾する場合の再委託内容の把握（適法性の視点）	42
【指摘1】委託先が共同企業体（JV）の場合の契約（適法性の視点）	44

	【指摘2】業務委託先との守秘義務契約の徹底（適法性の視点）	44
	【意見5】デジタルドリル導入における実証（P D C Aの視点）	45
	【意見6】教員のICT活用指導力の把握（P D C Aの視点）	47
	【意見7】ICTを活用した教育の児童・生徒らへの効果検証（P D C Aの視点）	49
	【意見8】大阪市教育振興基本計画の施策目標（6-1）（P D C Aの視点）	52
	【意見9】大阪市教育振興基本計画の施策目標（6-2）（P D C Aの視点）	53
	【意見10】教員へのサポート体制の拡充（人的サポートの視点）	54
第2	学校園における働き方改革に関する事務事業について	56
1	学校園の働き方改革が求められる背景	56
2	学校園における働き方改革に関する国の動き	58
3	学校園における働き方改革に関する大阪市の動き	62
4	意見	70
	【意見11】第1期推進プランに対する振り返りの不足（P D C Aの視点）	70
	【意見12】学校園が作成する計画の見直しをすること（P D C Aの視点）	70
	【意見13】勤怠管理、人事情報等以外の手段も利用し教員の勤務実態を把握する努力をすること（実態に沿った労務管理を行うこと）（適法性の視点）	71
	【意見14】教育委員会事務局による積極的な改革（3Eの視点）	73
	【意見15】教員とスタッフの確保（P D C A、人的サポートの視点）	74
	【意見16】部活動支援員の意識向上（適法性、人的サポートの視点）	75
	【意見17】働き方改革推進プランの周知・情報発信	76
第3	学校活性化推進事業（校長経営戦略支援予算）について	77
1	事業の概要	77
2	「大阪市教育振興基本計画」での位置付け	78
3	事業効果（目標）	78
4	意見	78
	【意見18】事業内容の整理（適法性の視点）	78
	【意見19】進捗評価の根拠及び妥当性の確認（P D C Aの視点）	79
	【意見20】申請書フォーマットの見直し（P D C Aの視点）	80
	【意見21】区担当教育次長執行枠にかかる事業目標の設定と効果測定（P D C Aの視点）	85
	【意見22】予算枠の活用に向けた支援（3Eの視点）	85
第4	ブロック化による学校支援事業について	87
1	事業概要	87
2	指摘及び意見	87
	【意見23】事業内容の整理（適法性の視点）	87
	【意見24】管理職に対する支援（有効性の視点）	88
	【意見25】選考基準の周知（適法性の視点）	89
	【指摘3】議事録の作成に関する規定の整備（適法性の視点）	89
第2章	こどもの貧困対策事業に関するもの	90
第1	計画全般に関する指摘・意見	90
	【意見26】（P D C Aの視点）	90
	【指摘4】（P D C Aの視点）	91
	【指摘5】（3Eの視点）	92
	【指摘6】（P D C Aの視点）	93
	【指摘7】（P D C Aの視点）	93
	【意見27】（P D C Aの視点）	94
	【指摘8】（3Eの視点）	94
	【意見28】（P D C Aの視点）	94
第2	個別の事業に関する指摘・意見	95
1	No.1 就学前教育カリキュラムの普及・啓発	95
	【意見29】（3Eの視点）	97
	【意見30】（P D C Aの視点）	98
2	NO.2 学校力UPベース事業	98
	【意見31】（3Eの視点）	99
	【意見32】（P D C Aの視点）	100

	【意見33】(P D C Aの視点)	100
3	No.3 学力向上支援チーム事業	101
4	No.4 学びサポーターの配置	105
	【意見34】(P D C Aの視点)	106
	【意見35】(P D C Aの視点)	107
5	No.5 塾代助成事業	107
	【意見36】(3 Eの視点)	112
	【意見37】(3 Eの視点)	112
	【意見38】(3 Eの視点)	113
6	No.6 学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進	113
	【指摘9】(P D C Aの視点)	114
	【指摘10】(P D C Aの視点)	114
	【意見39】(3 Eの視点)	115
	【意見40】(3 Eの視点)	115
	【意見41】(3 Eの視点)	117
7	No.7 子ども自立アシスト事業(福祉局)	117
	【指摘11】(P D C Aの視点)	119
	【意見42】(P D C Aの視点)	120
	【意見43】(3 Eの視点)	120
	【意見44】(P D C Aの視点)	120
8	No.8 スクールカウンセラーの活用	121
	【意見45】(P D C Aの視点)	122
9	No.9 スクールソーシャルワーカーの活用	124
	【意見46】(3 E、P D C Aの視点)	124
10	No.10 不登校等こどもにかかる相談体制の充実	126
	【意見47】(P D C Aの視点)	127
	【意見48】(P D C Aの視点)	127
	【指摘12】(P D C Aの視点)	128
11	No.11 進路選択支援事業	128
	【指摘13】(P D C Aの視点)	129
	【意見49】(P D C Aの視点)	130
	【意見50】(P D C Aの視点)	131
12	No.12 不登校児童通所事業	131
	【意見51】(P D C Aの視点)	133
	【意見52】(3 Eの視点)	133
	【意見53】(3 Eの視点)	133
	【意見54】(3 Eの視点)	134
13	No.13 キャリア教育推進事業	135
	【意見55】(P D C Aの視点)	136
	【意見56】(3 Eの視点)	136
	【意見57】(P D C Aの視点)	137
14	No.25 子ども会活動の推進	138
	【意見58】(P D C Aの視点)	139
15	No.26 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	139
	【指摘14】(P D C Aの視点)	140
	【意見59】(P D C Aの視点)	140
16	No.27 「小学校区教育協議会 ―はぐくみネット―」事業	141
	【意見60】(3 Eの視点)	143
	【意見61】(P D C Aの視点)	143
	【意見62】(P D C Aの視点)	144
	【意見63】(組織的連携の視点)	144
	【意見64】(P D C Aの視点)	145
17	No.28 学校元気アップ地域本部事業	146
	【意見65】(P D C Aの視点)	148

【意見66】(P D C Aの視点)	148
【意見67】(3 Eの視点)	148
【意見68】(3 Eの視点)	149
【意見69】(3 Eの視点)	149
【意見70】(P D C Aの視点)	149
【意見71】(組織的連携の視点)	149
【意見72】(組織的連携の視点)	150
【意見73】(P D C Aの視点)	150
1 8 No. 29 高校中退者への支援策	150
【意見74】(3 E、P D C Aの視点)	151
【意見75】(P D C Aの視点)	151
1 9 No.30 児童虐待防止啓発事業	152
【意見76】(3 E、P D C Aの視点)	152
2 0 No.31 こどもを守る地域ネットワーク機能強化	153
【意見77】(P D C Aの視点)	154
2 1 No.32 大阪市こどもサポートネットの構築	156
【指摘15】(資料の正確性確保、組織的連携及びP D C Aの視点)	157
【意見78】(P D C Aの視点)	160
【意見79】(組織的連携の視点)	161
【意見80】(3 E、組織的連携の視点)	165
【意見81】(組織的連携の視点)	166
【意見82】(組織的連携の視点)	167
2 2 No.33 こども支援ネットワーク事業	176
【意見83】(P D C Aの視点)	176
第4部 総括意見	179
第1章 教育委員会事務局の事務事業について	179
第1 教育ICTの契約	179
1 学校運営支援センターにおける契約の決裁について	179
2 判断資料が記録化・保管されていないことについて	179
第2 学校、区、教育ブロック及び地域	180
1 現状	180
2 予算の未消化	180
第3 配置人員の役割分担	180
第4 働き方改革について	181
1 行政職員、特に教職員の働き方改革の動き	181
2 業務の負担を軽減すること	181
3 小括	181
第2章 こどもの貧困対策推進計画について	182
第1 計画の進捗管理	182
1 本計画における進捗管理の重視	182
2 計画方針と現実の計画及び運用とのギャップ	182
3 こども青少年局が現実に果たしている役割	182
第2 計画全体の進捗管理、施策の有効性の評価の検証の重要性	183
第3 計画全体の進捗管理、施策の有効性の評価の検証の主体	183
1 こどもの貧困対策推進計画の推進体制	183
2 評価体制の取り組み	183
第3章 事業の目標、達成度の評価方法等	184
第1 総括的視点から	184
第2 事業の達成状況の評価等	184
1 正確な客観情報の把握	184
2 合理的な分析	184
3 個別の課題を示す重要な情報であるが、全体の進捗状況をみるには不相当なもの	185
4 課題に取り組む体制の整備の進捗	185

## 第1部 監査の概要

### 第1章 監査の主体

#### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項から第3項まで及び大阪市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年条例第6号）第2条の規定に基づく包括外部監査

#### 第2 包括外部監査人

川下 清

弁護士：梅田総合法律事務所

地方自治法第252条の28第3項各号の欠格事由には該当しない。

#### 第3 包括外部監査人補助者

包括外部監査人は、地方自治法第252条の32第1項に基づき、次の者を監査事務の補助にあたらせた。

氏名	資格	備考
和田義之	弁護士	(所属) 安富共同法律事務所
今田晋一	弁護士	(所属) 梅田総合法律事務所
足立朋子	弁護士 不動産鑑定士補	(所属) いまここ法律会計事務所
難波泰明	弁護士	(所属) 弁護士法人 One Asia
沖山直之	弁護士	(所属) 梅田総合法律事務所
岡本志保子	弁護士	(所属) 梅田総合法律事務所
谷口悦子	公認会計士	(所属) 谷口悦子公認会計士事務所

### 第2章 監査の客体

#### 第1 特定の事件

##### 1 事件名

子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について

##### 2 利害関係

包括外部監査人と上記1記載の特定の事件の間に、地方自治法第252条の29に該当する利害関係はない。

#### 第2 監査対象

##### 1 対象とする事務事業

学校運営に関する事務事業及び大阪市こどもの貧困対策推進計画のうち、学びの支援に関する事業を監査対象とする。

##### 2 選定理由

(1) 教育の現場では、教職員の働き方改革、学校現場でのICT化などが進められてい

るが、コロナ禍にあって児童生徒との向き合い方や教育のあり方は、福祉の観点からより複雑化している。文部科学省は、教員が子供と向き合える時間を確保するため、平成 27 年に「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を策定しており、その過程において、専門的知見を有する人材が参画した「チーム学校」による教職員構造の転換についても議論されている。

- (2) 大阪市は、「大阪市教育振興基本計画」により、「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」を 3 つの最重要目標と定め、9 つの基本的な方向を示している。同計画では、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声を汲み取りながら施策を実施する分権型教育行政を進めるとされている。区長は区担当教育次長として、区内における教育長の一定の権限と責任を分担し、各区役所は保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等の仕組み作りを進め、把握した課題やニーズ、意見等を総合的に施策等に反映させることが求められている。
- (3) 大阪市の令和 4 年度の予算（一般会計 1 兆 8419 億円）のうち、教育費は 2099 億円と 10%以上を占めている。学校給食費の無償化（64 億 6565 万円）や学校教育 ICT 活用事業（65 億 8853 万円）など、予算規模の大きい事業もあり、教育事業に関する市民の関心は高い。
- (4) また、教育の現場では、家庭の社会経済的地位による教育格差の拡大が憂慮されている。大阪市では、平成 28 年に行われた子どもの生活に関する実態調査において、小 5・中 2 のいる世帯で困窮度 1（等価可処分所得の中央値の 50%未満）の割合が 15.2%と高い数値を示しており、約 6 人に 1 人が相対的貧困に陥っている。大阪市は、こどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、平成 30 年に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定し、各年度において重点事業を設定して進捗管理を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響等もあって好転が見られない指標が散見される。
- (5) 社会の担い手となる子どもの教育と、貧困などの課題を抱える子どもや家庭への対応は、市民の法益に直結する重要かつ喫緊の課題であり、支援を必要とする子どもたちに必要な施策が届くことが必要不可欠である。学校園における教育を担う教育委員会のほか、保護者や地域との連携による分権型教育行政を担う区役所、こどもの貧困対策関連事業を担うこども青少年局等が関与する横断的な事業であり、弁護士及び公認会計士により構成する包括外部監査人及び補助者の視点から部局横断的に監査して有用な報告・提言を行うことができれば市民の福祉に資すると思われることから、監査の対象とする特定の事件として選定した。
- (6) なお、包括外部監査実施通知書では、①学校運営に関する事務事業全般、②大阪市こどもの貧困対策推進計画のうち学びの支援に関する事業を、監査の対象としていたが、昨今の教育環境の変化に対応する事業予算として、その金額的・質的重要性を踏まえて検討した結果、①についても、監査の対象を学校運営に関する事務事業のうち学びの支援に関する事業とすることとした。

### 3 対象部局

教育委員会事務局（学校園を含む）、こども青少年局、福祉局及び各区を対象とした。

### 4 対象期間

原則として令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）の事務事業全般を監査対象とし、必要に応じてその前後の期間も含める。

## 第3章 監査の方法

### 第1 基本方針

適法性（地方自治法第2条第16項）、住民の福祉の増進（同条第14項）及び3E（経済性・効率性・有効性を意味する。同条第14項及び第15項）の観点からの監査を基本方針とする。

### 第2 監査の視点

#### 1 教育委員会事務局

- (1) 学校運営に関する各種事務の執行は適法に、かつ、要綱、要領等の定めにしたがって行われているか。あるべき規定等が定められているか。（適法性の視点）
- (2) 各種事業は、予算の執行としての効率性・経済性を有しているか。（3Eの視点）
- (3) 「大阪市教育振興基本計画」の策定や各種事業の実施、これらの評価・改善のプロセスは、PDCAサイクルの手法に基づき適切に構築され、運用されているか。（PDCAの視点）
- (4) 「チーム学校」のもと、教員が深度ある教育活動を行うために、専門性を有する人材が学校に関わり、相互に連携して目的を達成しているか。（人的サポートの視点）
- (5) 児童生徒について必要な支援が求められる場合、区、家庭、地域等との連携が適切に行われているか。（組織的連携の視点）

#### 2 こども青少年局

- (1) 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の策定や各種事業の執行は適法に、かつ、要領、要綱等の定めにしたがって行われているか。あるべき規定等が定められているか。（適法性の視点）
- (2) 各種事業は、予算の執行としての効率性・経済性を有しているか。（3Eの視点）
- (3) 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」における各種事業の進捗管理、これらの評価・改善のプロセスは、PDCAサイクルの手法に基づき適切に構築され、運用されているか。特に学校現場と関わりのある学びの支援に関する事業実施と指標改善状況の検討は、適切に行われているか。（PDCAの視点）
- (4) 児童生徒について必要な支援が求められる場合、区、家庭、地域等との連携が適切に行われているか。（組織的連携の視点）

#### 3 福祉局

- (1) 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の重点事業に位置付けられている「子ども自立アシスト事業」の執行は適法に、かつ、要領、要綱等の定めにしたがって行われているか。（適法性の視点）
- (2) 「子ども自立アシスト事業」の進捗管理、評価・改善のプロセスは、PDCAサイクルの手法に基づき適切に構築され、運用されているか。事業実施と事業改善状況の検討は、適切に行われているか。（PDCAの視点）

#### 4 各区

- (1) 各区役所は、分権型教育行政の担い手として、適切に、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等を行っているか。
- (2) 区役所が把握した課題やニーズ、意見等を、適切に施策等に反映させているか。

### 第3 監査の手法

#### 1 質問

それぞれの対象部局に対して必要な質問を行い、書面による回答を得るとともに、ヒアリングを実施した。

## 2 記録の確認

大阪市等が公表している資料や、対象部局に要請して提供を受けた書類を精査した。

## 3 現場の確認、意見聴取

可能な限り現地に足を運び、また、担当者や当事者の話を聞くことで、実情を正確に把握するよう努めた。

## 4 法令等の調査、検討

法令、条例、規則等を調査し、行政内部のルールや事務の執行及び事業の管理がこれらに適合しているかを吟味した。その際には、単に法令、条例、規則等の条文に形式的に適合しているかをチェックするだけでなく、立法事実や立法趣旨も踏まえた実質的な検討を行った。

## 5 アンケートの実施

監査を行うにあたり、小学校 2 校、中学校 1 校の教職員の方々の協力を得て、ICT・働き方改革に関するアンケート（以下「監査人アンケート」という。）を実施した。その概要は別紙 1 のとおりである。以下では、関係項目において監査人アンケートの結果に言及することがある。

# 第 4 監査によって行う「指摘」と「意見」の意義

## 1 指摘

適法性（法令、条例、規則、規程、要綱等）等の観点から改善する必要がある事項を意味する。

## 2 意見

1 にはあたらないうが、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨、すなわち、住民福祉の増進や組織及び運営の合理化に資するという目的のもと、改善を検討する必要があると認められる事項を意味する。

## 第2部 大阪市の教育事業及びこどもの貧困対策事業の概要

### 第1章 大阪市の教育事業の概要

#### 第1 大阪市教育振興基本計画

##### 1 計画の位置付け

「大阪市教育振興基本計画」は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて定めるその地域における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定されたものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく大阪市における「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けられている。

##### 2 計画の範囲、期間

令和4年3月に策定された現在の「大阪市教育振興基本計画」は、令和12年以降の社会を見据えた計画として、就学前教育に始まり、小学校及び中学校（義務教育学校も含む。）における義務教育までの学校園に関する教育施策とともに、生涯学習に関する教育施策を対象範囲としている。

そして、令和12年までの前記取り組みと位置付けられることから、施行期間は令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）の4年間とされている。

##### 3 策定に向けた検討

現在の「大阪市教育振興基本計画」の策定に向けては、過去の取り組みの成果と課題のほか、平成30年3月の「大阪市こどもの貧困対策推進計画」の策定、ICTを活用した市民サービスの向上、官民連携の推進、効率的・効果的な行財政運営、ニア・イズ・ベターの徹底、人材育成・職場力の向上、働き方改革の6つの改革の柱を掲げる令和2年4月の「市政改革推進プラン3.0」の策定、平成29年に改訂され全面実施されている小学校・中学校の学習指導要領及び幼稚園教育要領などの状況が考慮されているとのことである。

##### 4 基本理念

基本理念は、下記のとおり謳われている。

記

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。

あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

##### 5 3つの「最重要目標」

「大阪市教育振興基本計画」では、「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」、「学びを支える教育環境の充実」が3つの「最重要目標」として定められており、それぞれについて、下記のとおり説明されている。

記

###### 【安全・安心な教育の推進】

我が国の子どもの貧困の状況はOECD加盟36か国中20位と依然厳しく、内閣府の「令和3年版子供・若者白書」によると、「子供の貧困率及び子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率の直近値は低下しているものの、特に、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は高い水準にある。」とされています。さらに、本市においては、就学援助を受けている家庭の児童生徒が在籍している割合

が、全国に比べて高い状況が続いています。

厳しい家庭環境にある幼児児童生徒を含む全ての子どもに、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友達と交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本です。

全国学力・学習状況調査の結果において、本市の子どもたちの規範意識や自尊感情は、全国平均に比べて低い状況にあります。こうした状況を直視し、全ての基礎となる幼児期から、小中学校を通した義務教育修了までの期間に、個人の尊厳の理念に基づき、基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を根絶するため、安全・安心に必要なルールを徹底します。その際、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要です。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。

さらに、防災・減災教育や安全教育などにより、「自分の命は、自分で守る」ことの大切さを伝えるとともに、自ら危険を回避するために主体的に行動する、自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加するなど、安全を守るための力の育成をめざします。

#### 【未来を切り拓く学力・体力の向上】

子どもたちの最善の利益のために、学力や体力の向上に効果を上げ、もって市民のみなさまの期待に応えることは、本市の教育行政及び学校運営にとって最優先課題の一つです。学力の向上に関しては、全国学力・学習状況調査において、経年的に全国平均との差が縮小しており、特に学力に課題のある学校への支援策の対象校では、学力に改善が見られるなど、めざす目標の達成に向けて進んでいますが、依然として厳しい状況にあり、取組の一層の強化が必要です。

義務教育以降の学力の向上及び人格の形成につなげるため、幼児期における取組を強化し、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための力をつける基礎を培います。そして、幼児期の学びをつなぐ小学校から義務教育の修了までに社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得できるよう徹底します。

幼児教育から義務教育までの各段階に応じた切れ目のない、系統的総合的な学校園教育の取組により、基礎学力、論理的思考能力を習得し、様々な情報をもとに自分の頭で考え、自己の判断と責任の下に、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となる人間を育みます。

経済・社会全体において急速に進むデジタル化とビッグデータの活用によって人工知能（AI）が重要性を増す中、全ての子どもたちに、AIに置き換えられない人間ならではの知性を磨く教育を保障することが必要です。こうしたAI時代の教育にとって最重要の学力とも言える読解力及び数理能力並びにこれらをベースにした思考力・判断力・表現力等を身に付ける言語活動・理数教育の取組を強化します。また、国境を超えて情報・知識が伝播し、多様な文化的背景を持った人々とのコミュニケーションが求められるグローバル社会において、子どもたちの可能性を広げる英語力を身に付ける教育の充実を図ります。さらに、健康で活力のある生活を送るための基礎となる体力の向上を図り、健康的な生活習慣を心掛けることができるなど、自身の健康を管理する能力の育成をめざします。

#### 【学びを支える教育環境の充実】

学校教育は、子どもたちの最善の利益などの不易の目的とともに、社会の変化に素早く、そして柔軟に対応することも求められます。近年の社会変化の一つであるデジタル化は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により加速されています。本市においては、授業をはじめとする学びや生活の中でICTを効果的に活用するとともに、

教育行政や学校運営においてもビッグデータの活用に取り組むなど、教育におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。

教育DXや新教育課程の実施を含む学校教育の課題の成否は、教職員の在り方にかかっており、その資質向上が今まで以上に求められています。

加えて、学習指導のほか、児童生徒指導や部活動、保護者や地域との連携、新型コロナウイルス感染症への新たな対応など、学校や教員に対する期待も多様化しています。

一方で、このような多岐にわたる対応は、教員の長時間勤務の要因となっています。全国の公立の小中学校の教員を対象に実施した教員勤務実態調査を見ると、教員の長時間勤務は看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになっています。このことは本市でも例外ではなく、教員の働き方改革は喫緊の課題です。本市では、スクールサポートスタッフや部活動指導員などの専門スタッフの配置・活用、校務支援システムのグループウェア機能などICTの活用による学校運営の効率化等に取り組んできた結果、時間外勤務時間の減少等の成果が見られることから、こうした取組を一層推進していきます。また、部活動については、国の方針として、令和5年度（2023年度）以降、休日の部活動の段階的な地域移行が求められていることを踏まえ、部活動の地域移行に着実に取り組んでいきます。

全国的に教員のなり手不足が深刻化する中、多様で高度な人材の確保も差し迫った課題となっています。本市では、初任給の引き上げによってここ数年の受験者数に増加傾向が見られ、学力重視の採用試験が質の確保にも効果を上げていると思われませんが、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、特別免許状を活用した採用選考により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用するなど、多様性・専門性を備えた教員組織による「チーム学校」としての指導体制を整備し、社会に開かれた教育課程の実現に向け、校園長によるカリキュラム・マネジメントに取り組んでいきます。

さらに、学校の創意工夫を支援するため、大学や産業界との連携を一層進めるとともに、教育センターの改革を図り、教職員の資質向上をはじめ「学校力」アップに取り組んでいきます。

## 6 9つの基本的な方向

上記5の3つの「最重要目標」の達成に向けて、重点的に取り組むべき施策を推進するため、下記の9つの基本的な方向が示されている。

※施策の凡例：◎⇒特に重点的に取り組むもの ○⇒重点的に取り組むもの

記

### 【最重要目標1 安全・安心な教育の推進】

#### 基本的な方向1 安全・安心な教育架橋の実現

- 主な施策 ◎1-1 いじめへの対応  
◎1-2 不登校への対応  
○1-3 問題行動への対応  
○1-4 児童虐待等への対応  
○1-5 防災・減災教育の推進  
○1-6 安全教育の推進

#### 基本的な方向2 豊かな心の育成

- 主な施策 ○2-1 道徳教育の推進  
○2-2 キャリア教育の充実  
○2-3 人権を尊重する教育の推進  
○2-4 インクルーシブ教育の推進  
○2-5 多文化共生教育の推進

## 【最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上】

### 基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

主な施策 ○3-1 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

### 基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

主な施策 ◎4-1 言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）

◎4-2 「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実）

◎4-3 英語教育の強化

○4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用

### 基本的な方向5 健やかな体の育成

主な施策 ◎5-1 体力・運動能力向上のための取組の推進

○5-2 健康教育・食育の推進

## 【最重要目標3 学びを支える教育環境の充実】

### 基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

主な施策 ◎6-1 ICTを活用した教育の推進

◎6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進（教育ビッグデータの活用等）

### 基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

主な施策 ◎7-1 働き方改革の推進

◎7-2 教員の資質向上・人材の確保

○7-3 大学連携の推進（新教育センターの設置）

○7-4 教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）

○7-5 カリキュラム・マネジメントの推進（校園長によるマネジメントの強化）

○7-6 学校配置の適正化

### 基本的な方向8 生涯学習の支援

主な施策 ○8-1 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組

○8-2 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組

○8-3 学校図書館の活性化

### 基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

主な施策 ○9-1 教育コミュニティづくりの推進

○9-2 地域学校協働活動の推進

## 第2 計画の進め方と進捗管理

### 1 成果と課題の見える化

「大阪市教育振興基本計画」の進捗は、この計画を年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標と連動させることで管理することとされ、成果が上がっている施策については、より伸ばすように取り組むとともに、課題があるとされるものについては、改善に向け次の一步を踏み出すという組織的かつ継続的な検証改善サイクルが重要であることから、これまで以上にデータ分析等の活用も図り、「成果と課題の見える化」を推進していくこととされている。

### 2 分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）

大阪市では、学校教育の推進にあたって、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進めている。そこでは、区長を区担当教育次長とし、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内に

おける教育長の一定の権限と責任を分担して、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置して取り組むという体制がとられている。そして、各区役所は、「保護者・区民等の参画のための会議」や「区教育行政連絡会」などを設けて、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等の仕組みづくりを進め、こうした仕組みや学校に対するモニタリングで把握された課題やニーズ、意見等について、教育関連分野の施策及び事業もあわせて総合的に施策に反映させ、学校や教育コミュニティへの力強いサポートを行うことされている。

さらに、大阪市では、よりきめ細かく的確に学校を支援するために、教育委員会事務局の体制整備を図りながら、大阪市を4つの教育ブロックに分け、それぞれに担当指導主事等を配置している。その上で、教育委員会事務局のマネジメントの下、業務の精選・効率化と指導主事等の指導力向上を図り、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策を推進するとともに、広く一般の教員からも直接提案を受けて教育長・教育委員へ伝える仕組みを検討していくこととされている。

### 第3 監査対象とした取り組み

「大阪市教育振興基本計画」では、3つの最重要目標、9つの基本的な方向の分類を踏まえた主な施策が示され、具体的な取り組みが示されている。

多数に上るので、その取り組みの全てを監査の対象とすることはできないが、予算規模のほか、「大阪市教育振興基本計画」が「市政改革プラン3.0」を踏まえたものであって、「市政改革プラン3.0」では改革の柱としてICTを活用した市民サービスの向上、ニア・イズ・ベターの徹底、働き方改革が掲げられていること、「大阪市教育振興基本計画」で示されている取り組みの多くでICTの活用が求められていること、3つの最重要課題の1つ「学びを支える教育環境の充実」で教育の働き方改革が「喫緊の課題」とされていること、よりきめ細かく的確な学校支援の必要性から分権型教育行政が推進されていること、児童生徒に最も近い学校が主体性をもって地域の実情等に応じた取り組みを推進することの重要性を踏まえ、監査の対象は、学校運営に関する事務事業のうち学びの支援に関する事業として、特に、ICT関連事業、働き方改革推進事業、ブロック化による学校支援事業、学校活性化推進事業（校長経営戦略支援予算）とすることとした。

## 第2章 大阪市のこどもの貧困対策事業の概要

### 第1 大阪市こどもの貧困対策推進計画

#### 1 計画策定の背景

我が国のこどもの貧困率は、平成24年に過去最高の16.3%となった。特に、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は、昭和60年から平成27年まで50%を下回ったことがなく、非常に高い水準となっていた。

国際的に比較すると、OECD（経済協力開発機構）が公表している平成22年のこどもの貧困率は、加盟国34か国中25位と高い水準にあり、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は、加盟国中最も高くなっている。

こうした状況を背景に、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障されるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

大阪市では、平成27年3月に「大阪市こども・子育て支援計画」を策定し、平成28年2月には市長を本部長とする大阪市こどもの貧困対策推進本部を設置し、さらに、同年6月から7月にかけて、大阪府と共同で「こどもの生活に関する実態調査」（以下

「実態調査」という。)を実施し、平成29年3月に結果を取りまとめた。

実態調査の結果、世帯の経済状況や生活状況が、子どもや青少年の生活や学習理解度に影響を与えていること、ひとり親世帯や若年で親となった世帯の経済的な厳しさなどが確認された。

子どもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っており、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要があるため、大阪市を挙げて、子どもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的にとりまとめ、大阪市子どもの貧困対策推進計画(以下「計画」という。)を策定した。

計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策についての基本理念を定めるとともに、子どもの貧困対策を効率的に推進する観点から必要な事項を取りまとめた計画として策定されている。また、関連する大阪市のほかの計画との整合性を図りつつ、子どもの貧困対策の視点から重点化した施策や事業を計画に位置付けている。

計画期間は、平成30年度から平成34年度(令和4年度)までの5年間であったが、現在、計画期間を2年間延長し、令和6年度までの計画となっている。

## 2 計画の概要

### (1) 重視する視点

計画では、実態調査において確認された課題等に基づき、次に掲げる6つの視点を重視して、子どもの貧困対策を推進するとされている。

- 1 子どもや青少年の生きる力の育成
- 2 切れ目のない支援の推進
- 3 ひとり親世帯の支援の充実
- 4 若年で親となった世帯への支援の充実
- 5 社会的養護における自立支援の充実
- 6 社会全体で取組みを推進

### (2) 施策体系

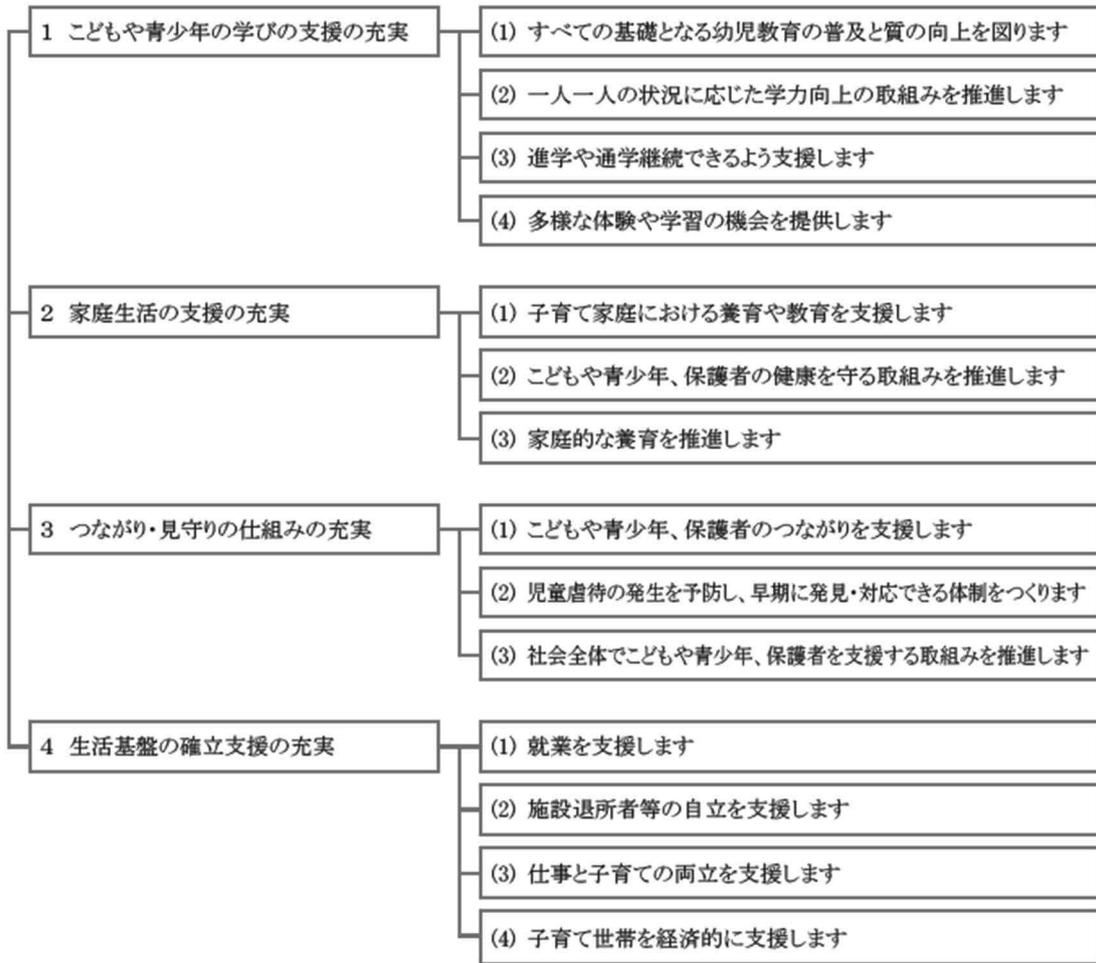
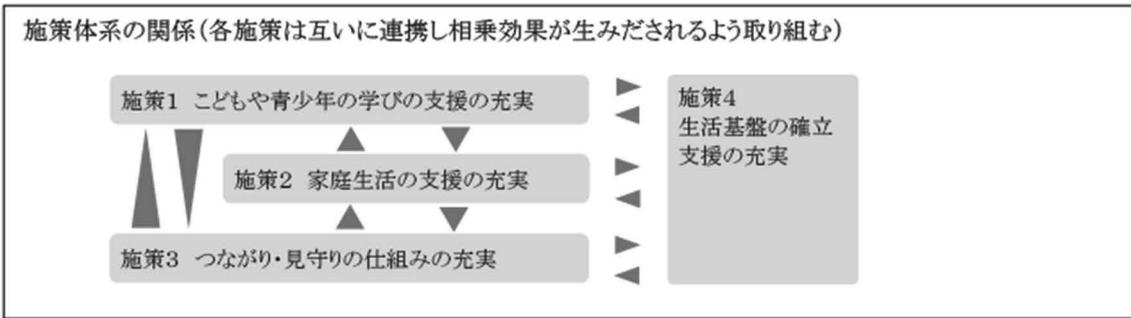
6つの重視する視点を踏まえ、以下の4つの施策に沿って事業・取組みを推進する。なお、この4つの施策は、それぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携して取り組むことにより相乗効果を生むことを想定している。

【施策1】 子どもや青少年の学びの支援の充実

【施策2】 家庭生活の支援の充実

【施策3】 つながり・見守りの仕組みの充実

【施策4】 生活基盤の確立支援の充実



(大阪市こどもの貧困対策推進計画より抜粋)

計画策定の過程で、施策1～4に該当する事業を各区局へ照会し回答を受けたものを、市全体として貧困対策に取り組んでいく観点から計画に記載した結果、関連事業数は200を上回っている。

## 第2 計画の進捗管理

### 1 重点事業と計画指標

各年度において、計画の進捗管理を効果的・効率的に実施するため、200を超える関連事業のうち約40事業を重点事業として設定している。

重点事業は、「こどもの貧困対策に関する大綱」の指標を参考に、毎年度数値が公表されているものから28の計画指標を設定し、それぞれの指標に対して特に強い影響を与えていると思われる事業を、主な取組事業の中から選定している。ここで選んだ事業

を計画指標の重点事業として位置付けている。各重点事業の進捗状況や成果（実績）と、28の計画指標の数値変化は、こどもの貧困対策推進本部会議に報告している。

28の計画指標の推移状況と、令和4年度の重点事業の一覧は、以下のとおりである。

●28の計画指標の推移状況

基準値：計画策定時に現状値とした値（但し、番号3及び番号27の事業は計画策定時の数値がないためH30の値を基準値とする）

推移欄の記号：○…基準値より好転（15項目） △…基準値と同等値（7項目） ×…基準値より悪化（6項目）

区分	番号	指標	基準値 （単位：％） 年度	現状値 （単位：％） 年度	進捗 方向	増減 （単位：ポイント）	推移
妊娠期	1	妊娠11週以内の妊娠届出率	93.9 H28	95.1 R4.3末	+	1.2	○
乳幼児期	2	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の平均受診率	95.3 H28	95.2 R4.3末	+	-0.1	△
	3	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の保護者の割合	93.2 H30	92.5 R4	+	-0.7	△
小学生	4	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	72.9 H29	81.1 R5	+	8.2	○ ※1
	5	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない児童の割合	7.5 H29	11.4 R5	-	3.9	× ※1
	6	不登校の割合	0.66 H28	1.5 R3	-	0.8	× ※2
	7	朝食を毎日食べている児童の割合	82.5 H29	80.7 R5	+	-1.8	△ ※1
	8	「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	36.2 H29	27.2 R4	+	-9.0	× ※1
中学生	9	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	65.6 H29	79.2 R5	+	13.6	○ ※1
	10	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	66.2 H29	63.6 R5	+	-2.6	△ ※1
	11	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない生徒の割合	11.4 H29	10.1 R5	-	-1.3	○ ※1
	12	不登校の割合	4.93 H28	7.6 R3	-	2.7	× ※2
	13	朝食を毎日食べている生徒の割合	77.5 H29	73.8 R5	+	-3.7	△ ※1
	14	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.13 H29	97.3 R4	+	2.2	○ ※3
	15	生活保護世帯に属するこどもの就職率（中学校卒業後）	0.64 H29	0.7 R4	+	0	○ ※3
	16	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	93.75 H28	100.0 R3	+	6.3	○ ※4
	17	児童養護施設のこどもの就職率（中学校卒業後）	0 H28	0.0 R3	+	0	○ ※4
高校生	18	「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	19.4 H29	19.0 R4	+	-0.4	△ ※1
	19	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.32 H29	54.2 R4	+	11.9	○ ※3
	20	生活保護世帯に属するこどもの就職率（高等学校等卒業後）	40.27 H29	31.0 R4	+	-9.2	× ※3
	21	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.84 H29	3.6 R4	-	-0.2	○ ※3
	22	児童養護施設のこどもの進学率（高等学校卒業後）	27.9 H28	49.1 R3	+	21.2	○ ※4
	23	児童養護施設のこどもの就職率（高等学校卒業後）	60.46 H28	40.0 R3	+	-20.5	× ※4
	ひとり親	24	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	52.80 H28	53.1 R4	+	0.3
25		養育費の確保支援事業による離婚・養育費に関する専門相談の満足度	98 H28	97.6 R4	+	-0.4	△
社会全体	26	こどもの貧困問題について関心がある市民の割合	66.6 H28	85.4 R4	+	18.8	○ ※5
	27	大阪市子どもサポートネットで支援につないだ割合	70.2 H30	94.8 R4	+	24.6	○
	28	里親委託率	14.6 H28	20.9 R4	+	6.3	○

※1 全国学力・学習状況調査 ※2 生活指導に関する調査（大阪市調査） ※3 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 大阪市報告分 ※4 H28厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 大阪市報告分、R3本市調べ（各児童養護施設への照会） ※5 H28市政モニターアンケート「こどもの貧困対策について」、R4 民間ネット調査「こどもの貧困対策について」

（令和4年度大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書より抜粋）

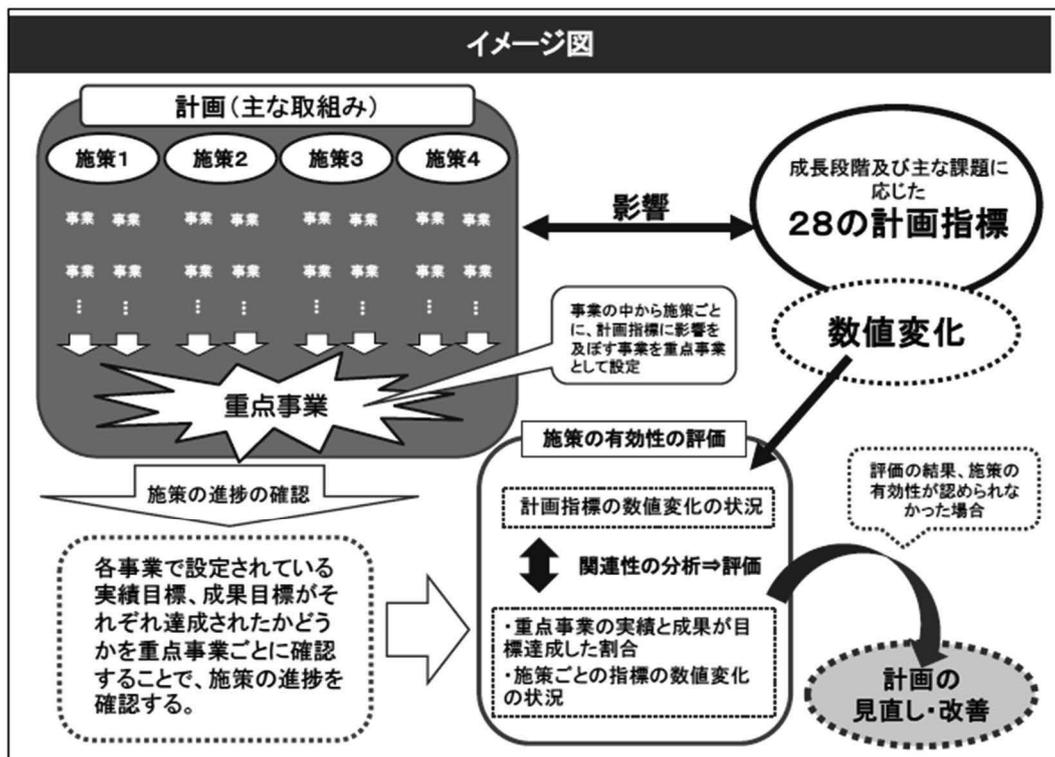
## 重点事業一覧

施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実		
(指標) ・将来の夢や目標を持っている割合 ・学習習慣の定着(授業以外の勉強時間、予習・復習) ・学習理解度		
No.	重点事業	関連する計画指標(番号)
1	就学前教育カリキュラムの普及・啓発	3
2	学校力UPベース事業(習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)	5・11
3	学校力UP支援事業	4・5・9・11
4	学びサポーターの配置	5・11
5	塾代助成事業	9・10・11・14・15
6	学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進	5・11
7	子ども自立アシスト事業	14・15
8	スクールカウンセラーの活用	4・5・6・9・10・11・12・ 14・15・19・20・21
9	スクールソーシャルワーカーの活用	6・12
10	不登校等こどもにかかる相談体制の充実	6・12・21
11	進路選択支援事業	14・16・19・22
12	不登校児童通所事業	6・12
13	キャリア教育推進事業	10
施策2 家庭生活の支援の充実		
(指標) ・起床・就寝時間の規則性 ・家庭教育に関する講演会等での参加者の満足度割合		
No.	重点事業	関連する計画指標(番号)
14	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	24
15	家庭教育充実促進事業	3・7・13
16	保育所等における食育の推進	3
17	学校における食育の推進	7・13
18	妊産婦健康診査	1
19	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	2
20	3ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査	2
21	健全母性育成事業	1・9
22	小・中学校、市立高校における「性・生教育」の推進	1・4・9・10
23	里親委託推進	28
24	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	28

施策3 つながり・見守りの仕組みの充実		
(指標) ・子どもサポートネットにより総合的な支援に役立ったとする学校の割合 ・こどもの居場所数 ・今住んでいる地域の行事に参加している割合		
No.	重点事業	関連する計画指標(番号)
25	子ども会活動の推進	8
26	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	8・18
27	「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	8
28	学校元気アップ地域本部事業	11・18
29	高校中退者への支援策	21
30	児童虐待防止啓発事業	－
31	子どもを守る地域ネットワーク機能強化	－
32	大阪市子どもサポートネットの構築	27
33	子ども支援ネットワーク事業	26・27
施策4 生活基盤の確立支援の充実		
(指標) ・「離婚・養育費」に関する専門相談の利用者が相談に満足した割合 ・児童養護施設・生活保護世帯のこどもの進学及び就職率		
No.	重点事業	関連する計画指標(番号)
34	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	24
35	ひとり親家庭自立支援給付金事業	24
36	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	24
37	施設退所児童等社会生活・就労支援事業	16・17・22・23
38	母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業	5・7・13
39	養育費の確保支援事業	25
40	社会的養護継続支援事業	16・17・22・23
41	就学者自立支援事業	16・17・22・23

(令和4年度大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書より抜粋)

重点事業の進捗については、各年度にそれぞれの重点事業で設定された目標の達成度により把握し、その達成度により、施策ごとに設定した指標がどう変化したかを見ることで施策の進捗を確認する。施策の有効性の評価のため、計画指標の数値変化と重点事業の目標達成割合並びに施策ごとの指標の数値変化の関連性を分析していくとされている。



## 2 貧困重点予算（重点施策推進経費）

上記の重点事業とは別に、実態調査により見えてきた課題に対して、重点的に取り組む事業を貧困重点予算（重点施策推進経費）に位置付け、予算を渡し、各区局で実施している。重点予算については、毎年重点予算として実施するかどうか、という点から議論していくため、計画には載せていない。

## 第3 監査の対象とした事業

本監査においては、大阪市こどもの貧困対策推進計画のうち、学びの支援に関する事業を監査対象とした。

同計画においては、【施策1】を「子どもや青少年の学びの支援の充実」と名付けて、各事業を分類しているが、【施策1】以外にも「学びの支援に関する事業」はある。

たとえば、【施策3】の「つながり・見守りの仕組みの充実」に分類された「大阪市子どもサポートネットの構築」や「子ども支援ネットワーク事業」は、学校園や地域、関係機関との密接な連携により、支援を必要とする世帯を発見し、必要な支援につなげるなど、社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取り組みであり、まさに、学びの支援に関する事業である。

そこで、同計画の【施策1】及び【施策3】に分類された事業うち、重点事業に該当するもの、および重点予算事業を、監査の対象とした。

## 第3章 大阪市の財政状況及び関連事業費

### 第1 大阪市の財政状況の概要

#### 1 大阪市の一般会計

令和4年度を含む過去3年間の一般会計及び地方債残高の推移は以下のとおりである。

## 【過去3年間の一般会計の状況】

(単位:百万円、%)

年度	歳入額 A	うち、市税		歳出額 B	形式収支 A-B	実質収支	一般会計 市債残高	左のうち除く臨時 財政対策債	全会計 市債残高
		金額	構成比						
令和 2	2,048,692	744,663	36.3	2,020,792	27,900	13,041	2,452,834	1,580,895	3,183,130
3	2,009,154	750,030	37.3	1,968,220	40,934	30,796	2,358,752	1,492,572	3,087,145
4	1,943,924	785,946	40.4	1,912,828	31,096	25,773	2,233,132	1,417,203	2,972,118

(「令和4年度一般会計決算見込(速報版)」を加工)

### (注) 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。

一般会計決算見込(速報版)によれば、令和4年度の決算は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費・物価高騰対応経費の減少によって、歳入においては国庫支出金が、歳出においては行政施策経費が大きく減少となり、歳出・歳入の規模はともに減少となった。そのほか、歳入は、市税収入が過去最高となる一方、地方交付税・臨時財政対策債は減少している。

歳出は、障がい者自立支援給付費等の扶助費などが増加している。

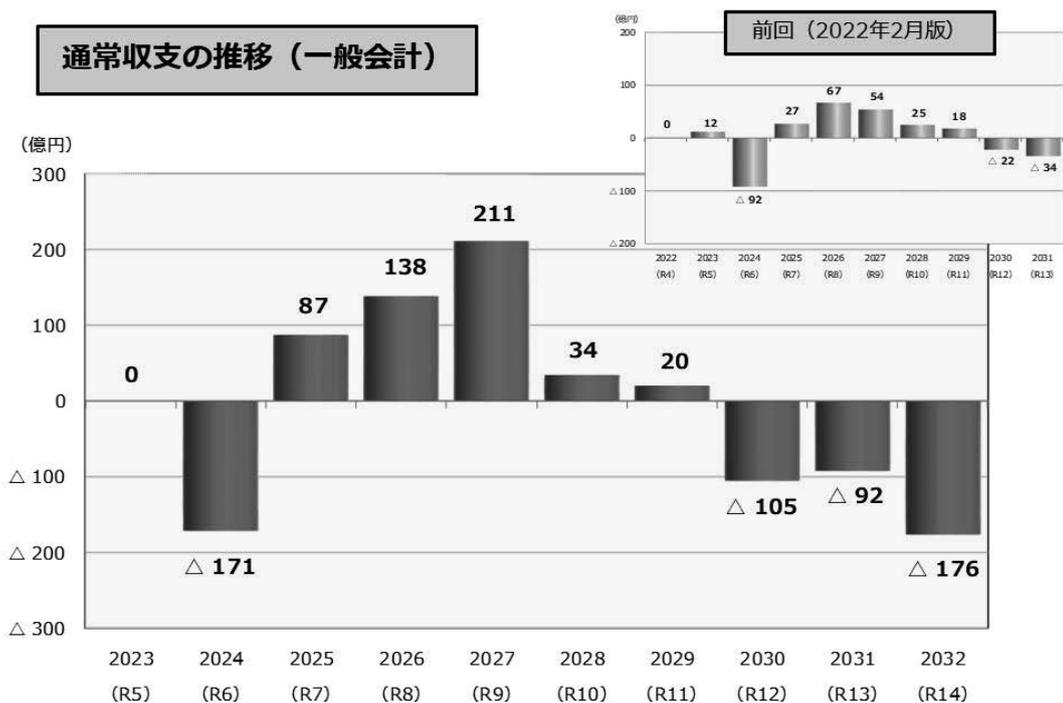
結果、実質収支については258億円の剰余となり、市債残高についても縮減を図ることができた。なお、財政調整基金残高は2,452億円となり、前年度と比較し322億円の増加となっている。

## 2 大阪市の予算編成

大阪市は、将来世代に負担を先送りしないため、「補填財源に依存」するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、行財政改革を徹底的に行い、「通常収支(補填財源(財政調整基金)を活用しない収支)の均衡」をめざすこととしており、このために必要となる収支改善の目安を一定の前提により試算し「今後の財政収支概算(粗い試算)」(以下「粗い試算」という。)を公表している。

直近の粗い試算(令和5年2月版)では、「通常収支の推移」について前回の試算結果(令和4年2月版)と対比している。

## 【通常収支の推移】



（「今後の財政収支概算（粗い試算）2023（令和5）年2月版」より抜粋）

（注）2024（R6）は関西・大阪万博関連経費の増加により収支マイナスを見込んでいる。

直近の粗い試算によると、前回版（令和4年2月版）に比べ、試算期間を通じ、税等一般財源は増となるものの、扶助費や人件費、金利上昇による公債費（利子）の増加により悪化している。一方、令和4年度補正予算において、収支改善額を活用し今後の公債費負担の軽減を図ったほか、令和5年度からの定年引き上げによる退職手当の減少が隔年（令和7年、9年、11年、13年）で見込まれることから、概ね前回版並みの基調となっている。

また、試算対象期間の終盤では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増加等により、通常収支不足が生じる見込みである。

総括として、令和5年度の当初予算は通常収支が均衡しているものの、今後の財政運営については、税金、金利・物価等の不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性がある中で、財政状況を以前に後戻りさせないことを念頭に、急激な環境変化にも対応できるよう、引き続き市政改革に取り組み、持続可能な財政構造を構築する必要があるとしている。

令和4年度を含む過去3年間の一般会計の当初予算の推移は以下のとおりである。

【過去3年間の一般会計の当初予算の推移】

(単位：百万円)

区 分	2年度当初	3年度当初	4年度当初
歳 入 ①	1,759,244	1,807,311	1,841,921
税 等	924,634	946,842	942,307
内、市 税	742,037	711,901	765,228
内、臨時財政対策債	38,300	71,900	28,400
特 定 財 源	834,610	860,469	899,614
内、市債	111,149	110,118	111,467

歳 出 ②	1,769,978	1,830,103	1,841,921
人 件 費	300,384	300,983	290,916
扶 助 費	595,584	620,355	631,899
公 債 費	225,542	201,919	188,222
行 政 施 策 経 費	227,158	279,117	290,988
投 資 的 経 費	219,580	214,533	230,203
特 別 会 計 繰 出 金 等	201,730	213,195	209,692

通常収支不足額 ①-②	△ 10,734	△ 22,792	0
-------------	----------	----------	---

補填財源	10,734	22,792	0
不 用 地 等 売 却 代	1,656	7,774	0 (※)
財 政 調 整 基 金	9,078	15,018	0

(※) 不用な未利用地は収支状況に関わらず計画的に売却・貸付を進めており、令和4年度当初予算から「特定財源・その他」(通常収支)として整理する。

(「各年度の『当初予算について』」を加工)

令和3年度以前の当初予算においては通常収支不足額が認められるが、不用地等の売却代金及び財政調整基金が充てられている。令和4年度当初予算は、補填財源(財政調整基金)に依存せず、通常収支は均衡している。

なお、不用な未利用地は収支状況に関わらず、計画的に売却・貸付を進めていることから、令和4年度当初予算から特定財源として整理することとされた。

## 第2 大阪市の教育事業費

令和4年度を含む過去3年間の教育委員会事務局の当初予算の推移等は以下のとおりである。

### 【過去3年間の教育委員会事務局の当初予算（科目計）の推移】

（単位：百万円）

科目	令和2年度 当初予算	令和3年度 当初予算①	令和4年度 予算②	増減 ②-①
委員費	17	17	17	△ 0
職員費	16,024	15,066	15,289	223
事務費	3,230	3,294	3,259	△ 35
指導研修費	3,870	4,812	5,003	191
教育センター費	1,582	1,459	680	△ 779
デザイン教育研究所費	37	38	43	5
小学校教職員費	71,860	71,789	71,848	59
小学校費	23,473	25,240	26,293	1,054
中学校教職員費	38,622	39,199	39,177	△ 23
中学校費	13,499	14,438	14,047	△ 391
高等学校教職員費	11,300	10,829	0	△ 10,829
高等学校費	1,650	1,931	0	△ 1,931
成人教育費	500	692	657	△ 35
文化財保護費	30	30	30	△ 0
図書館費	1,834	1,812	1,847	35
保健体育費	303	380	350	△ 31
教育施設整備費	27,247	30,763	31,307	544
教育振興基金蓄積	1	1	57	55
基金利子蓄積	13	15	15	0
合計 a	215,092	221,806	209,918	△ 11,888
人件費相当額 b	138,692	137,760	127,175	△ 10,585
人件費相当額を除く歳出予算 c=a-b	76,400	84,046	82,743	△ 1,303
c/a	35.5%	37.9%	39.4%	

（教育委員会事務局「一般会計予算事業一覧」を加工）

- （注）・大阪市立高等学校については全て大阪府へ移管したため、令和4年度より当該運営にかかる経費については予算計上していない。  
・人件費相当額は次のように集約した。

(単位:百万円)

科目	令和2年度 当初予算	令和3年度 当初予算①	令和4年度 予算②	増減 ②-①
委員費	17	17	17	△ 0
職員費	16,024	15,066	15,289	223
事務費				
教職員給与事務費	27	33	33	1
教職員児童手当	816	801	786	△ 15
教職員被服貸与	18	18	18	△ 0
教職員相談事業等	8	8	8	△ 0
小学校教職員費	71,860	71,789	71,848	59
中学校教職員費	38,622	39,199	39,177	△ 23
高等学校教職委員費	11,300	10,829	0	△ 10,829
合計	138,692	137,760	127,175	△ 10,585

(教育委員会事務局「一般会計予算事業一覧」を加工)

教育委員会事務局の各年度の予算額は、令和4年度において、大阪市立高等科学学校が全て大阪府へ移管したため、当該運営にかかる予算計上の必要なくなったものの、概ね2000億円を超えており、大阪市一般会計の予算総額の10%を超える規模で推移している。

教育委員会事務局の予算額のうち、教職員に係る人件費などの人件費相当額を除く予算額は、令和2年度764億円、令和3年度840億円、令和4年度827億円と推移しており、それぞれの年度の教育委員会事務局の予算額に占める割合は増加傾向にある(令和2年度35.5%、令和3年度37.9%、令和4年度39.4%)。

また、大阪市においては市内を4つの教育ブロックに分け、区役所が教育委員会事務局とともに様々取り組みを進めている。具体的には、教育ブロック会議において各ブロック内の学校の実情や課題に応じた支援策を策定し、学習支援のための取り組みや自主学習の習慣の確立、教員の指導力向上などに取り組んでいる。

また、教員が本来学校で担うべき業務に専念できるよう、学校が抱える課題に応じた専門性の高い人材の配置や、校務支援・学校教育へのICT活用などが実施されており、「学校園における働き方改革推進プラン」を反映した予算となっている。

これらの取り組みに係る令和4年度を含む過去3年間の予算の状況は以下のとおりである。各年度の状況によるが、人件費を除く教育委員会事務局の予算に占める割合は一定の水準で推移しており、固定的な経費と捉えられる。

■専門スタッフの配置や教員の業務負担の軽減等にかかる予算（抜粋）

（単位：百万円）

科目	事業名	担当課	令和2年度 当初予算	令和3年度 当初予算①	令和4年度 予算②	増減 ②-①
事務費	学校現場の負担軽減と校長のマネジメントの確立	教職員人事担当	205	202	200	△ 2
事務費	校長裁量拡大特例校にかかる支援事業	教職員人事担当	28	0	0	0
指導研修費	学校活性化推進事業	教育活動支援担当 教育センター	858	854	811	△ 44
指導研修費	ブロック化による学校支援事業	教育活動支援担当	436	442	438	△ 4
指導研修費	校長裁量拡大特例校にかかる支援事業	教育活動支援担当	10	0	0	0
指導研修費	部活動指導員活用事業	保健体育担当	566	645	784	139
指導研修費	大阪市子どもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	教育活動支援担当	293	295	281	△ 14
指導研修費	大阪市版スクールロイヤー事業	教育活動支援担当	13	13	8	△ 5
小学校費	学校活性化推進事業	教育活動支援担当	358	368	349	△ 19
小学校費	スクールサポートスタッフ配置事業	教職員人事担当	229	232	231	△ 2
小学校費	スクールサポートスタッフ配置事業(「新しい生活様式」を踏まえた学校における感染症対策)	教職員人事担当	0	187	183	△ 4
小学校費	共同学校事務室運営費	教職員人事担当	0	0	1	0
中学校費	学校活性化推進事業	教育活動支援担当	151	168	166	△ 3
中学校費	スクールサポートスタッフ配置事業	教職員人事担当	99	100	99	△ 1
中学校費	スクールサポートスタッフ配置事業(「新しい生活様式」を踏まえた学校における感染症対策)	教職員人事担当	0	86	85	△ 1
中学校費	共同学校事務室運営費	教職員人事担当	0	0	1	1
高等学校費	学校活性化推進事業	教育活動支援担当	36	36	0	△ 36
合計		a	3,283	3,627	3,635	7
人件費を除く教員委員会事務局予算額		b	76,400	84,046	82,743	△ 1,303
		a/b	4.3%	4.3%	4.4%	

（教育委員会事務局「一般会計予算事業一覧」を加工）

上表によれば、令和4年度を含む過去3年間において、専門スタッフの配置や教員の業務負担の軽減等にかかる予算は各年度30億円を超えている（上表「合計a」参照）。

また、これらの予算額の人件費相当額を除く教育委員会事務局の予算額に対する割合は各年度4%台で推移している。

■ ICT活用などシステム関連予算（抜粋）

（単位：百万円）

科目	事業名	担当課	令和2年度 当初予算	令和3年度 当初予算①	令和4年度 予算②	増減 ②-①	
事務費	校務支援・学校教育へのICT活用事業	学校運営支援センター (給与・システム担当)	685	695	676	△ 19	
指導研修費	校務支援・学校教育へのICT活用事業	学校運営支援センター (給与・システム担当)	1	1	1	0	
教育センター費	校務支援・学校教育へのICT活用事業	教育センター	1,388	1,267	556	△ 711	
小学校費	校務支援・学校教育へのICT活用事業	学校運営支援センター (給与・システム担当)	3,869	3,025	5,251	2,225	
小学校費	学校教育ICT活用事業(新型コロナウイルス感染症対策)	学校運営支援センター (給与・システム担当)	0	356	356	0	
中学校費	校務支援・学校教育へのICT活用事業	学校運営支援センター (給与・システム担当)	1,842	1,489	1,652	163	
中学校費	学校教育ICT活用事業(新型コロナウイルス感染症対策)	学校運営支援センター (給与・システム担当)	0	162	162	0	
高等学校費	校務支援・学校教育へのICT活用事業	学校運営支援センター (給与・システム担当)	53	53	0	△ 53	
高等学校費	学校教育ICT活用事業(高等学校)	学校運営支援センター (給与・システム担当)	0	38	0	△ 38	
高等学校費	学校教育ICT活用事業(高等学校)(新型コロナウイルス感染症対策)	学校運営支援センター (給与・システム担当)	0	10	0	△ 10	
教育施設整備費	校務支援・学校教育へのICT活用事業	学校運営支援センター (給与・システム担当)	991	973	123	△ 850	
教育施設整備費	教育ICTネットワークシステム統合・利活用推進事業	学校運営支援センター (給与・システム担当)	2,633	3,092	2,421	△ 671	
教育施設整備費	教職員情報システム統合認証システム運用	学校運営支援センター (給与・システム担当)	83	205	150	△ 54	
教育施設整備費	教育情報ネットワーク再構築にかかる各種システム設定変更等	学校運営支援センター (給与・システム担当)	52	38	59	21	
教育施設整備費	校園業務システム機種更新	学校運営支援センター (給与・システム担当)	509	20	32	12	
教育施設整備費	システム標準化移行関係経費	学事課 他	0	0	82	82	
合計			a	12,104	11,422	11,520	98
人件費を除く教員委員会事務局予算額			b	76,400	84,046	82,743	△ 1,303
			a/b	15.8%	13.6%	13.9%	

（教育委員会事務局「一般会計予算事業一覧」を加工）

上表によれば、令和4年度を含む過去3年間におけるICT活用などシステム関連予算は、令和2年度121億円、令和3年度114億円、令和4年度115億円である（上表「合計a」参照）。

また、これらの予算額の人件費相当額を除く教育委員会事務局の予算額に対する割合は、令和2年度15.8%、令和3年度13.6%、令和4年度13.9%である。

### 第3 大阪市のこどもの貧困対策関連事業費 関連

大阪市こどもの貧困対策推進計画は、大阪市全体として取り組むものであるため、事業予算については、各部局において編成されている。当該計画は4つの施策から構成されるが、監査の対象としては、こどもの学びの支援に直接的に関連する認めた施策1及び3とした。

こどもの貧困対策推進計画における施策1及び3の内容とそれぞれに関連する重点事業は以下のとおりである。

【こどもの貧困対策推進計画における施策1及び3に係る事業予算の推移】

施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実

(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上をはかります

施策	NO	事業名	事業概要	担当局	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア 幼児教育の普及							
イ 幼児教育の質の向上							
	1	就学前教育カリキュラムの普及・浸透	生涯にわたる人格形成や、生きる力の基礎が培われる重要な時期である乳幼児期に、教育・保育の充実を図ることを目的とし、就学前教育カリキュラムを作成し、就学前施設教職員に向け周知しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(改定)等を通まえ、平成31年3月に改訂したことによりカリキュラムの見直しと充実を図り、就学前施設への一層の普及・活用を促進することで、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深め、就学前教育における取組の充実を図ります。	こども青少年局 教育委員会事務局	1,130	2,472	2,634

(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します

施策	NO	事業名	事業概要	担当局	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア 学習理解度及び学習状況等の把握・分析							
イ 学校力UPの取組み							
	2	学校力UPベース事業(習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)	小学校及び義務教育学校前期課程第3学年～第6学年の算数等、中学校及び義務教育学校後期課程第1学年～第3学年の国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用可)において、各小・中学校及び義務教育学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業等の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。	教育委員会事務局	129,001	124,914	122,206
	3	学力向上支援チーム事業(重点支援)	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	教育委員会事務局	324,569	328,898	553,748
ウ 学習支援(学習意欲の向上・学習習慣の定着)の取組み							
	4	学びサポーターの配置	学力向上を図るため、ブロック担当指導主事と学校が連携を密にしながら、学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。	教育委員会事務局	436,442	442,073	438,232
	5	塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。 【再掲1(4)、4(4)】	こども青少年局	2,339,840	2,373,400	2,366,528
エ 学習環境の充実							
	6	学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を養うため、学校司書の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。	教育委員会事務局	265,530	257,338	262,906
	7	子ども自立アシスト事業	中学生等がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。	福祉局	44,807	46,606	41,239

(3) 進学や通学継続できるよう支援します

施策	NO	事業名	事業概要	担当局	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア 相談しやすい環境づくり(相談体制の充実)							
	8	スクールカウンセラーの活用	市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもやその保護者、教職員からの相談に応じます。	子ども青少年局 教育委員会事務局	262,035	280,765	361,035
	9	スクールソーシャルワーカーの活用	令和2年度より 子どもサポートネットSSWと一元化にもない、緊急事案に係る派遣等の支援を行います。【再掲3(2)】	教育委員会事務局	292,533	294,870	280,831
	10	不登校等子どもにかかる相談体制の充実	子どもや保護者のニーズに応じ、子ども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、子どもや保護者に助言を行います。電話相談については、子どもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整えています。	子ども青少年局	118,251	120,531	118,118
イ 生活指導等の充実							
ウ 進路指導の取組み							
	11	進路選択支援事業	高等学校等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。	教育委員会事務局	7,063	7,287	7,100
エ 不登校児童・生徒支援の取組み							
	12	不登校児童通所事業	不登校状態にある子どもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、子ども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。	子ども青少年局	91,984	91,984	92,887

(4) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します

施策	NO	事業名	事業概要	担当局	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア 学校における体験や学習機会の充実							
	13	キャリア教育推進事業	子どもや青少年のしっかりとした勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。小学校及び義務教育学校前期課程では職業講話・職場見学等を実施、中学校及び義務教育学校後期課程においては、職場体験学習等を実施します。	教育委員会事務局	4,295	4,361	4,295
イ 地域における体験や学習機会の充実							
ウ 社会教育施設などを活用した体験や学習機会の充実							
エ 人材や民間の力を活用した体験や学習機会の充実							
	5	塾代助成事業	【再掲1(2)、4(4)】	子ども青少年局	2,339,840	2,373,400	2,366,528

### 施策3 つながり・見守りの仕組みの充実

#### (1) こどもや青少年、保護者のつながりを支援します

施策	NO	事業名	事業概要	担当局	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア 地域におけるつながりづくり							
	25	子ども会活動の推進	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。	各区役所 こども青少年局	8,882	8,705	8,625
	26	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。(地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。)	各区役所 こども青少年局	13,007	14,821	12,127
イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり							
	27	「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、こどもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。	各区役所 教育委員会事務局	464	678	671
	28	学校元気アップ地域本部事業	市内すべての中学校区に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。	教育委員会事務局	112,956	111,808	106,579
ウ 相談や支援体制の充実							
	29	高校中退者への支援策	若者自立支援事業「コネクションズおおさか」が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の障壁に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINEを活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。	こども青少年局	36,185	36,015	35,951

#### (2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります

施策	NO	事業名	事業概要	担当局	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア 啓発活動の推進							
	30	児童虐待防止啓発事業	子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月は、児童虐待防止推進月間として、プロスポーツチームとの連携による啓発や、啓発チラシの配布、ポスターの掲示等による啓発を実施します。	こども青少年局	3,758	3,747	3,635
イ 地域における見守り・支援ネットワークの充実							
	31	こどもを守る地域ネットワーク機能強化	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るとともに、関係機関が連携し、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。	こども青少年局	18,227	17,793	17,398
ウ 相談・通告受理体制の充実							
	9	スクールソーシャルワーカーの活用	【再掲1(3)】	教育委員会事務局	292,533	294,870	280,831

(3) 社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します

施策	NO	事業名	事業概要	担当局	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	32	大阪市子どもサポートネットの構築(子どもサポートネット推進員配置)	支援が必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要な子どもや世帯を学校園において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進します。	区役所 子ども青少年局 教育委員会事務局	282,525	286,373	284,420
	8	大阪市子どもサポートネットの構築(スクールカウンセラーの活用)	【再掲1(3)】	子ども青少年局 教育委員会事務局	262,035	280,765	361,035
	9	大阪市子どもサポートネットの構築(スクールソーシャルワーカーの活用)	【再掲1(3)】	教育委員会事務局	292,533	294,870	280,831
	33	子ども支援ネットワーク事業	地域における子どもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体で子どもを育む機運の醸成を図るため、地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。	子ども青少年局	12,827	16,513	18,357

(「子どもの貧困対策推進計画」を加工)

なお、子どもの貧困対策推進本部会議においては、重点施策推進経費として「重点的に取り組むもの」を選定し、子どもの貧困対策関連事業の実施状況を公表している。

令和4年度においては、以下の基準で選定されている。

「大阪市子どもの貧困対策推進計画(平成30年3月策定)」に掲げる4つの施策体系に基づくとともに、令和3年度に実施した事業の効果や有効性を踏まえ、次の(1)から(4)に該当する事業について、令和4年度子どもの貧困対策関連経費とした。

(1) 実態調査の詳細な分析を基に地域性を踏まえ、特に効果が高いと認められる事業

実態調査において確認された地域課題に対して施策を講じることにより、貧困の連鎖を断ち切ることに資するものとなり、その取組みをモデルとして同様の課題を抱える他区においても効果を得られると期待できるもの。

(2) 実態調査により確認された主な課題を解決するために、全市的に実施することで特に効果が高いと認められる事業

ひとり親世帯の経済状況の厳しさや若年出産の世帯の貧困に陥るリスクの高さなど、実態調査において確認された主な課題解決に対する支援策や、教育・福祉・就労など子どもの貧困に関する複合的課題を横断的に解決するための事業

(3) 令和3年度に実施した施策を効果検証し、子どもの貧困対策に有効であると認められる事業

令和3年度に実施した学習習慣の定着や居場所づくり、ひとり親世帯への支援策などの事業について、効果検証を行った結果、有効性を証明できる事業

(4) 令和3年度に実施した事業を検証し、新たな事業として再構築することにより一層高い効果が認められる事業

令和3年度に実施した事業の検証の結果、新たな事業として再構築することにより、一層高い効果が期待できるもの。

(「令和4年度子どもの貧困対策関連事業(重点的に取り組むもの)実施状況」から抜粋)